

改定

水道料金・下水道使用料

6月検針以降から、新料金で請求します

新料金

1か月分の水道料金（消費税抜き）

区分 \ 用途	家事用	業務用	浴場用	臨時用
基本料金の水量	7 m ³ まで	10 m ³ まで	100 m ³ まで	5 m ³ まで
基本料金	840 円	1,500 円	7,200 円	2,880 円
1 m ³ あたりの超過料金	180 円	246 円	72 円	432 円

1か月分の下水道使用料（消費税抜き）

区分 \ 用途	家事用	業務用	浴場用
基本料金の水量	7 m ³ まで	10 m ³ まで	100 m ³ まで
基本料金	964 円	1,828 円	2,000 円
1 m ³ あたりの超過料金	8 ~ 20 m ³ まで 169 円	11 ~ 50 m ³ まで 245 円	20 円
	21 m ³ 以上 213 円	51 m ³ 以上 321 円	



栗沢町地区は、4月以降、2か月に一度の検針と請求に変更します

水を2か月で30 m³使用した時の計算例（家事用）



		水量	計算	金額
水道料金	基本料金	14 m ³	840 円 × 2 か月	1,680 円
	超過料金	16 m ³	180 円 × 16 m ³	2,880 円
	計	30 m ³	1,680 円 + 2,880 円 + 228 円(消費税)	4,788 円
下水道使用料	基本料金	14 m ³	964 円 × 2 か月	1,928 円
	超過料金	16 m ³	169 円 × 16 m ³	2,704 円
	計	30 m ³	1,928 円 + 2,704 円 + 231 円(消費税)	4,863 円

2か月分の合計額 4,788 円 + 4,863 円 = 9,651 円

問合先 市業務課給水営業係